

ニトリ安城店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

事務所・倉庫・店舗を解体し、家具・インテリア用品販売店舗を新設する(法第5条第1項)。

2 届出の内容

届出年月日	平成24年11月21日		
店舗	店舗名称	ニトリ安城店	
	店舗所在地	安城市東栄町六丁目5番地1ほか5筆	
設置者	名称	株式会社ニトリ	
	代表者	代表取締役 似鳥 昭雄	
	住所	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	
	備考	なし	
小売業者	名称	株式会社ニトリ	
	代表者	代表取締役 似鳥 昭雄	
	住所	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	
	備考	なし	
店舗面積	5,205 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	146 台 (指針台数: 244 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	30 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	52 m ²
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	24.5 m ³
施設の運営	営業時間	開店	午前10時
		閉店	午後9時
	駐車場利用時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで		
新設する日	平成25年7月22日		

3 参考事項

敷地面積	9,118 m ²		
建築面積	3,174 m ²		
延床面積	6,119 m ²		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	工業地域	—	—
備考			

ニトリ安城店

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	繁忙時は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
182,496人	5,205 ㎡	950	14.40%	1,300 m	70.00%	2.00 人	0.98	244 台

総駐車台数	180 台	従業員等駐車台数	15 台	業務用駐車台数	0 台	搬出入用駐車台数	0 台	併設施設駐車台数	19 台	=	来客用駐車台数	146 台	評価	△
-------	-------	----------	------	---------	-----	----------	-----	----------	------	---	---------	-------	----	---

b 指針によらない「特別な事情」による算出

大規模小売店舗立地法の指針において、家具店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができるとあります。したがって類似店のデータの各最大値を用いて必要駐車台数を算出しました。

【既存類似店のデータ】

	明石大久保店	都城店	草津栗東店
店舗面積	5,354千㎡	5,171千㎡	5,123千㎡
日來店客数	1,652人	1,751人	1,816人
日來客数原単位	309人/千㎡	339人/千㎡	354人/千㎡
ピーク率	14.7%	13.0%	12.9%
自動車分担率	84.0%	91.2%	83.8%
平均乗車人員	2.15台/人	2.24台/人	2.13台/人
平均駐車時間係数	0.70	0.68	0.60
必要駐車台数	67 台	63 台	55 台
設置駐車台数	138 台	82 台	118 台

【算出根拠】

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
182,496人	5,205 ㎡	354	14.70%	1,300 m	91.20%	2.13 人	0.70	81 台

総駐車台数	180 台	従業員等駐車台数	15 台	業務用駐車台数	0 台	搬出入用駐車台数	0 台	併設施設駐車台数	19 台	=	来客用駐車台数	146 台	評価	○
-------	-------	----------	------	---------	-----	----------	-----	----------	------	---	---------	-------	----	---

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
125 ㎡	2.4%	244 台

総駐車台数	161 台	従業員等駐車台数	15 台	業務用駐車台数	0 台	搬出入用駐車台数	0 台	=	来客用駐車台数	146 台	評価	△
-------	-------	----------	------	---------	-----	----------	-----	---	---------	-------	----	---

※併設施設用駐車場を別途19台確保

ニトリ安城店

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	116台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内	種別	1	収容台数	146台	歩行者動線	分離	騒音配慮	速度制限看板の設置、駐車場の平面化	排ガス配慮	アイドリング禁止の看板設置		
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	評価	
駐車場	東	1箇所	県道	12m	あり	7.1m	-	37	双方向	左折のみ	あり	○
	西	なし	市町村道	8m	なし	-	-	-	双方向	-	-	-
	南	なし	市町村道	6m	なし	-	-	-	双方向	-	-	-
	北	2箇所	国道	32m	あり	19.7m	-	83	中央分離帯	左折のみ	あり	○
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備												

	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
評価	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

(ア) 交通飽和度の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
No.1 東栄町交差点	飽和度	0.42	0.44	○	0.55	0.55	○
	将来交通量/可能交通容量	0.57	0.58	○	0.61	0.62	○
	ピーク時間帯	16時台			18時台		
No.2 (仮称)明治川 神社南交差点	飽和度	-	-	-	-	-	-
	将来交通量/可能交通容量	非常に小	非常に小	○	大	非常に大	△
	ピーク時間帯	16時台			18時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

No.2交差点の平日は現状においては遅れは大、開店後においては遅れは非常に大となりました。そこで、平日については来店ピーク時※(11時台)における検討を行ったところ、現状においては遅れは非常に小、開店後においては遅れは小となり、周辺交通への影響は軽微といえます。なお、道路ピーク時に平日の来店時間分布に基づく来店台数を上乗せた場合においては、現状・開店後ともに遅れは大となりました。開店後に交通への支障が生じた場合には、道路管理者ならびに安城警察署等と調整を行い、速やかに改善対応策を講じます。
※愛知県内3店舗の実績からピークを算出

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗北側入口付近に1箇所、店舗北東側に1箇所
駐輪場の収容台数	30台
標準収容台数	149台
収容台数根拠	既存類似店データによる

	算出根拠	備考
店舗面積	5.205千㎡	-
日來客数原単位	354人/千㎡	草津栗東店データ
ピーク率	14.7%	明石大久保店データ
自転車分担率	8.8%	都城店データ
平均乗車人員	1.00台/人	-
平均駐車時間係数	0.70	明石大久保店データ
必要駐車台数	17台	-
設置駐車台数	30台	-

位置評価	台数評価
○	△

ニトリ安城店

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	確保	収容台数	5台
位置及び箇所	店舗北側入口付近に1箇所		

位置評価	台数評価
○	○

キ 荷捌施設の整備等

(ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	一部混在	52㎡	あり	15分	1台	1台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待入スペース	評価
8:00~9:00	1台	18:00~19:00	12:00~13:00	単独テナント	必要なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
なし	配置なし	チラシ配布	回避	回避	回避	なし

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	-	-

※非配備の場合等の対応

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	-

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	あり	-

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	15 m	なし	来客車両	なし	なし	-
西方向	なし	なし	廃棄物収集作業	なし	なし	-
南方向	なし	なし	排気ファン・空調室外機	なし	なし	-
北方向	なし	なし	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁設置なし
--------	---------

ニトリ安城店

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき施設の半屋内化。 十分な荷さばき施設の広さを確保することによる荷さばき時間の短縮。
荷捌作業運営面での配慮	荷さばき作業は夜間には行いません。 荷さばき車両のアイドリングストップを徹底します。 社員ならびに取引業者には、作業時には極力音を立てないで作業に従事するよう指導を徹底し、静穏化かつ短縮化に努めます。 店舗従業員には騒音を伴う作業、運営、対応等に関する配慮の徹底に努めます。
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音型の設備を選定します。 定期的な点検を行うことで、良好な状態を保つよう努めます。
給排気口等からの騒音配慮	低騒音型の設備を選定します。 定期的な点検を行うことで、良好な状態を保つよう努めます。
駐車場からの騒音配慮	駐車場の車両通行部分の排水蓋等による段差をなくします。溝蓋などは、車両の踏み付け時に騒音が発生しないようボルトにより固定します。 アイドリングストップやドア開閉を静かに行うなどを呼びかける表示板を設置します。 駐車場利用時間帯を遵守し、営業時間以外はチェーンバリカー等にて閉鎖します。
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	作業員の静穏意識の向上に努めてまいります。 早朝、夜間の時間帯の作業は行いません。
経年劣化等の事後対策	定期的な点検を行うことで、良好な状態を保つよう努めます。

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	設備機器は低騒音型の設備を選定し、定期的な点検を行うことで、良好な状態を保つよう努めます。 駐車場の車両通行部分の排水蓋等による段差をなくします。溝蓋などは、車両の踏み付け時に騒音が発生しないようボルトにより固定します。
運営面の騒音配慮	アイドリングストップやドア開閉を静かに行うなどを呼びかける表示板を設置します。 廃棄物収集作業員の静穏意識の向上に努めてまいります。 早朝、夜間の時間帯の廃棄物収集作業は行いません。

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	29	冷却塔		給排気口	31	変電施設		浄化槽		ポンプ					
		冷凍機室外機	1	キュービクル	2												
	変動騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス							
		ゴミ収集作業	○	アイドリング													
衝撃騒音	荷降し音	○	台車走行														
	建物の構造(高さ)	(ニトリ)鉄骨造2階建(10.48m)、(物販テナント)鉄骨造平屋建(4.1m)															

ニトリ安城店

(ア)等価騒音レベル予測

		西(A)	西(B)	西(C)	東(D)
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	49.3 dB	58.2 dB	54.3 dB	43.4 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	48.8 dB	42.8 dB	31.2 dB	27.1 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		北(E)			
用途地域		工業地域			
昼間基準値		60 dB			
夜間基準値		50 dB			
設置者	昼間等価騒音レベル	43.0 dB			
	評価	○			
設置者	夜間等価騒音レベル	36.0 dB			
	評価	○			
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当			
	夜間等価騒音レベル検証	妥当			

※基準値を超えた場合の対応等

-

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					—
		西(A')	西(B')	西(C')	東(D')
用途地域		工業地域	工業地域	工業地域	工業地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		60dB	60dB	60dB	60dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	59.4dB	41.8dB	45.6dB	33dB
	評価	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	43.6dB	49.1dB	58.1dB	34.6dB
	評価	○	○	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当

		北(E')	北(E)		
用途地域		工業地域	工業地域		
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし		
基準値		60dB	60dB		
設置者	定常騒音の騒音レベル	41dB	32.9dB		
	評価	○	○		
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	71.5dB	43.9dB		
	評価	△	○		
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当		
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当		

※基準値を超えた場合の対応等

<p>店舗敷地境界の予測地点E'においてテナント棟(飲食店)の来客車走行音の影響により基準値を超過したため、住居立地可能地点Eにおいて予測をしたところ、43.9dB となり基準値を下回ったため、周辺的生活環境に与える影響は少ないと考えます。 なお、周辺住民から苦情があった場合は真摯に対応いたします。</p>
--

ニトリ安城店

(2) 廃棄物関係
ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	特になし
衛生問題関係配慮	特になし

(ア) 小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	10.85 m ³	1日	1.083 t	0.10 t/m ³	10.83 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用	0.40 m ³	1日	0.036 t	0.10 t/m ³	0.36 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用	0.40 m ³	1日	0.031 t	0.10 t/m ³	0.31 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	10.45 m ³	1日	0.104 t	0.01 t/m ³	10.41 m ³	変更なし	○
生ごみ用	1.60 m ³	1日	0.880 t	0.55 t/m ³	1.60 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	0.80 m ³	1日	0.281 t	0.38 t/m ³	0.74 m ³	変更なし	○
合計	24.50 m ³	-	-	-	24.25 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b その他の廃棄物等

取扱品目	保管容量	必要保管容量	評価
廃家電用	0.00 m ³	0.00 m ³	○
粗大ごみ用	0.00 m ³	0.00 m ³	○
			○
合計	0m ³	0.00 m ³	○

(イ) 小売店舗以外の施設の必要保管容量

a 飲食店の廃棄物等

取扱品目	飲食店の面積	飲食店の保管容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更
生ごみ等用	125 m ²	0.24 m ³	1日	25.0 kg	550 kg/m ³	0.05 m ³	変更なし
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)
該当なし。

(ウ) 小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空き缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品加工場の設置	なし
廃棄物等圧縮機の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
脱水装置の使用	なし	その他	なし
その他	なし		

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・配送センターで小物等は梱包を解き、専用のコンテナに詰め替えて店舗へ配送することにより、店舗から余計な廃棄物(ダンボール等)が出ないようにしています。 ・自動販売機等を設置する場合は、空き缶・空き瓶・ペットボトル等の資源回収箱を設置します。 ・包装紙、紙袋の簡素化等による簡易包装を励行し、廃棄物排出量を減少させます。 ・レジ袋削減のための声かけ、過剰包装の抑制に努めています。 ・ゴミの分別を徹底し、リサイクルを推進します。

(エ) 廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	なし
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	なし

ニトリ安城店

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	—
併設施設からの悪臭防止対策	飲食店の廃棄物は屋外の密閉型保管庫に保管し、保管悪臭発生の防止を行います。

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	店舗外観は周辺景観との調和に配慮したものとします。
	環境美化活動	○ 敷地内及びその周辺の清掃・美化を行い、美しい街づくりを推進します。
市町村等の公的計画への協力	協力要請に応じて検討いたします。	
照明等の配慮	駐車場及び歩行者への安全に配慮するとともに、敷地外への光の拡散を抑えるよう、照明配置や照射方向を計画します。広告塔照明についても、看板面を照射する方向に設置し、周辺への光の拡散を防ぎます	
敷地内の緑地計画	163.6 m ² (敷地面積の1.79%)の緑地を設置します。	

評価
○

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 防犯対策について、テナントと連携し、必要な対策を実施すること。	1 防犯対策について、テナントと連携を図り、統一した防犯対策を講じるとともに、緊急時の対応及び通報体制を整備し、周知いたします。 また、屋外防犯カメラは、夜間営業のテナント駐車場を確認できる位置に設置し防犯に努めます
2 届出の入退店経路を周知徹底させること。	2 届出の入退店経路は、オープン時等の新聞折込みチラシにより、周知徹底いたします。 また、店内にも来退店経路を掲示し、届出の入退店経路を周知いたします。
3 駐車場内において、看板設置及び路面標示など車両を適切に誘導する対策を実施すること。	3 駐車場内に看板設置・路面表示を行い、車両を適切に誘導する対策を実施します。 なお、駐車場内の車止めは、中央部分については、歩行者のつまずきによる転倒事故の防止のため、車止めの設置はしませんが、外周部および建物側には安全対策として設置します。

市町村の意見概要	対応
出入口及び付近道路の安全対策について、状況に応じて交通整理員を増員するなど、通行者の安全確保に努めること。また、住民から苦情があった場合は早急に対応すること。	状況に応じて交通整理員を増員し、通行者の安全確保に努め、出入口及び付近道路の安全に配慮いたします。また、住民から苦情があった場合は早急に対応いたします。

ニトリ安城店

住民等の意見の概要	対応
<p>1. 「意見書の対象となる生活環境の維持のために配慮すべき事項」(2-(4)その他事項に関して) 今回の店舗新設にあたっては、周辺住民と顧客の安心・安全を高めて信頼・支持を強めて商いを続けること。 また、この場合、地域や市民の環境保全・同調を図ること。</p> <p>2. 意見について (1) 説明会・懇談会(12/8)での取り組みについて ・今回の取り組みについては、2つの会を合わせて開催されることと思っていたが、ともに形式的で、かつ、排他的(ムラ中心)であり、その趣旨から考えるといかがかと思った。(大規模、有名会社の対応とは思いたくないが) ・説明にあたっては場に応じた配慮に欠けているようで、素人には解り難くかった。 ・その際の質疑については、切捨御免、問答無用で高圧感が目立ち残念であった。(入口での立止り、進展かなわず) ・当日の様子については、その内容を録音し万全を期されていたので、これらの提出を求めて、具体的に状況を把握したうえ、改善の対応がはかれるよう適切な措置を期待したい。</p> <p>(2) 配布資料を基にして (全般的事項) ・説明者の(株)ニトリの立場は店舗設置者としてか、それともテナント(小売業者)としてか、どのように理解すればよいか。(実態は委託先任せ) ・店舗設置者とするならば、テナント(飲食店)関係事項についてはどのように理解すればよいか。 ・一方、テナント(小売業者)とするならば、店舗面積、駐車台数、利用時間帯、騒音についてはどのように理解すればよいか。</p> <p>(個別事項) ・店舗周辺の交通については、その道路網、道路状況(国1分離帯、交差点、踏切等)から考えると①店舗へのアクセスから車の流れも意外な動きをすることが懸念されることから、キメ細かな対応が必要になるのでは無いかと思う。 *繁忙時における狭い生活道路への車の進入増 *右折車の動向(運転者の要領) *近くの交差点でのUターン車の増加(近くの量販店開店での事例有り)</p>	<p>店舗の新設にあたっては、環境問題、交通関係等、周辺の生活環境の保持に最大限配慮した店舗計画・運営に努めます。</p> <p>説明会は「大規模小売店舗立地法に基づく説明会」と、「愛知県商業・まちづくりガイドラインに基づく地域貢献懇談会」を併せて開催いたしました。各々、その趣旨に則り、大規模小売店舗立地法の届出事項および配慮事項についての説明、地域貢献計画書の内容の周知を行いました。</p> <p>当日の質疑・応答については、「説明会の実施状況報告書」および「地域貢献懇談会結果報告書」にてご報告させていただいております。</p> <p>説明者の株式会社ニトリの立場は、建物設置者となります。</p> <p>テナント(飲食店)の管理も株式会社ニトリが行っています。</p> <p>店舗への経路については新聞折込チラシ・ホームページ等でご案内するとともに、オープン時・繁忙時には誘導員を配置し経路をご案内し、周辺への影響が少なくなるよう配慮いたします。</p>

ニトリ安城店

<p>②店舗内の交通についても、構内での方向転換車の増加が予想されることから、それらへの配慮が必要では無いかと思う。</p> <p>*自転車、歩行者の安全性の確保</p> <p>・交差点需要率が「許容値0.9」を下回っていることから差し支えないとのことだけでは素人には理解が難しい。</p> <p>*実践的なシミュレーションと案内の啓蒙・周知が大切</p> <p>・夜間騒音(22:00～6:00)については、営業時間帯(10:00～21:00)との関係からどのように理解すればよいか。</p> <p>*荷さばき施設への車の進入とその運搬</p> <p>*「E'」地点の予測値がオーバーしたとのこと。(他の地点の設定基準)</p> <p>・ガイドライン(地域貢献)関係事項への取り組みについては、慎重な姿勢に終始しているようであるが、もう少し積極的、具体的に進めると企業活動にもプラスになると思う。</p>	<p>敷地内の車両および歩行者・自転車の動線については、交錯のない形で計画しています。</p> <p>設定した来店・退店経路で混雑の発生が許容範囲内であるかを検討するため、交通工学の交差点需要率という指標で評価しており、許容値内であることを確認しました。</p> <p>店舗への経路については新聞折込チラシ・ホームページ等でご案内するとともに、オープン時・繁忙時には誘導員を配置し経路をご案内し、周辺への影響が少なくなるよう配慮いたします。</p> <p>営業時間は物販店舗の営業時間を届出しており、騒音予測においては24時間営業の飲食店も含め検討しています。出入口にあたる予測地点E'においてテナント棟(飲食店)の来客車走行音の影響により基準値を超過しますが、住居立地可能地点Eにおいては基準値を下回る結果となっています。</p> <p>予測地点の選定にあたっては、等価騒音レベルおよび夜間の騒音レベル最大値が最大となることが予測される地点を選定し、予測を行っています。</p> <p>地域貢献計画書へは実際に実施する最低限の事項を記載しており、店舗の運営にあたっては、会社全体として社会貢献、地域貢献等に積極的に取り組んでいきます。</p>
---	--

県の意見案

意見なし

県の意見に至る考え方

出店地連絡会議、安城市長及び住民等の意見に対する設置者の対応は概ね妥当なものと考えられる。